

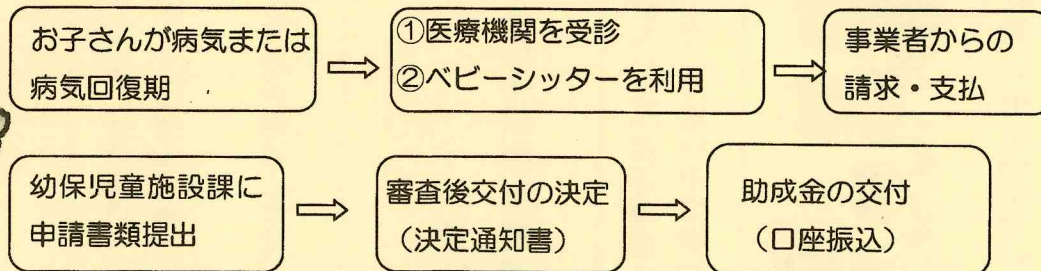
訪問型病児・病後児保育利用助成制度

保護者の事情で病気・病気回復期の児童を一時的に家庭で保育することができない時に、自宅にベビーシッターの派遣を要請し保育サービスを利用した保護者に対して、利用料の一部を助成します。



| | |
|----------|--|
| 対象児童 | 横須賀市に居住する生後3か月から小学校6年生までの児童で、サービスを利用した日の前後7日以内に医療機関を受診していること。 |
| 対象事業者 | 公益社団法人全国保育サービス協会から認定等を受けている民間ベビーシッター事業者等 ⇒ 横須賀市が対象エリアの事業者は裏面をご参照ください。 |
| 助成額 | 1時間につき1,000円を上限とし、入会金、年会費、登録料、交通費、食費等を除いた額の1/2とのいずれか低い額 |
| 申請の方法 | サービスを利用した日の属する年度内に、次の書類を提出してください。 ただし、年度末の利用等やむを得ない場合は翌年度の4月15日まで可。 ●横須賀市訪問型病児・病後児保育利用助成金交付申請書 ●民間ベビーシッター事業者等の領収書（原本）と利用内訳のわかるもの（原本） ●医療機関での受診が確認できるもの（領収書、受診明細書、お薬手帳の写し等） |
| 支給の方法 | 申請の翌月末に、指定された保護者名義の口座に振り込みます。 |
| 申請書の配布場所 | 公立保育園、各行政センター、幼保児童施設課、市HP 書式ダウンロード横須賀市HP「病気・病気回復中のお子さんの預かり保育」 |
| 申請書の受付場所 | 幼保児童施設課（郵送可） （持参する場合）はぐくみかん5階 幼保児童施設課（総務係） （郵送する場合）〒238-8550 横須賀市小川町11番地 幼保児童施設課 総務係宛 |

<助成までの流れ>



【担当 横須賀市こども育成部 幼保児童施設課 046-822-8268（直通）】

<横須賀市が対象エリアの事業者>

・詳細は、各事業者にご確認ください。

(横須賀市がサービス対象エリアとなっておりますが、スタッフ数等の関係で、急な対応が難しい場合もあります)

・ご利用にあたっては、事前登録等が必要な場合もございますので、必ず事前に事業者のホームページ、資料や説明会等をご確認ください。

| 事業者名 | 連絡先 |
|------------------------|---|
| (株)アリス | 045-383-6081 http://www.alice-net.co.jp/nursery.htm |
| ハニークローバー(株) | 050-5434-3429 https://sitter.honeyclover.co.jp/ |
| ル・アンジェ(株) | 045-225-8801 http://www.leange.co.jp/sitter/area/yokohama.html |
| (株)ジャパンベビーシッター サービス | 03-3423-1251 https://jbs-mom.co.jp/ |
| (株)タカミサプライ | 03-3463-8777 http://ssl.takamisupply.co.jp/baby/ |
| (株)キッズライン | https://kidsline.me |

